

第 19 回 鈴鹿市景観審議会 議事要約書

- 1 日時：令和 7 年 1 月 30 日（木）14 時 00 分から 14 時 40 分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館 5 階 502・503 会議室
- 3 出席者：
（景観審議会委員）
（会場出席）
岡本肇（会長）、藤枝律子（副会長）、今井俊郎、大井隆弘、小林由紀子、
富本真理子、森日出子、山口善之
（オンライン出席）
坂口博文
（鈴鹿市）
都市整備部長 奥西真哉
都市整備部次長 伊藤実
都市計画課長 齋藤鎮伸
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、坂田菜津美
- 4 議題：
報告事項第 1 号 鈴鹿市景観計画の改定後の状況について
報告事項第 2 号 景観重要樹木の現状変更後の状況について
報告事項第 3 号 新たな景観創出のための取組みについて
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍 聴 者：0 名
- 7 議事録署名人：藤枝委員、森委員
- 8 配布資料：第 19 回鈴鹿市景観審議会 事項書
第 19 回鈴鹿市景観審議会 議案書
- 9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

それでは、只今から第 19 回鈴鹿市景観審議会を開催します。委員の皆様にはお忙しいところ、当審議会に出席いただきありがとうございます。

本日の審議会は、鈴鹿市景観審議会運営要領に基づき、一部委員の方がオンラインでの参加であることを報告します。それでは、初めに副市長から挨拶を申し上げます。

副市長

副市長の内藤です。本日は第 19 回鈴鹿市景観審議会に出席いただきありがとうございます。

また、平素は本市の景観行政を始め市政各般にわたり、格別の理解協力をいただき深く感謝します。

当審議会は、本市の景観計画に関する事項について審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には何かとお世話いただきますが、よろしくお願いします。

本日の議題には諮問事項はありませんが、報告事項が 3 件あります。

まず、報告事項第 1 号は「鈴鹿市景観計画改定後の状況について」です。複数年にわたり当審議会で改定内容について議論いただいた鈴鹿市景観計画を、令和 6 年 4 月に公表しました。公表後約 1 年が経過しますことから、運用状況について報告します。

つづきまして、報告事項第 2 号は「景観重要樹木の現状変更後の状況について」です。景観重要樹木に指定しています「長太の大楠」が、落雷により樹木の一部が枯死したことから、前回の審議会で落下の可能性のある枝の切除について認めていただきました。その後担当課で、切除作業を実施しましたので、現在の状況について報告をします。

つづきまして、報告事項第 3 号は「新たな景観創出のための取組みについて」です。登録地域景観資産として古き良き建造物等を登録し、啓発活動を行っているところではありますが、新たに現代の価値において本市に相応しい景観を創出していきたいと考え、取組みを行っていますので、取組み状況について報告します。

以上が本日の議題です。皆様から貴重な意見をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

事務局（課長）

申し訳ありませんが副市長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは配布した資料の確認をお願いします。事項書、議案書ですが、過不足等はありませんでしょうか。資料の不備等がありましたら、事務局まで申し付けください。

議事に入る前に、何点かお断りをします。まず、議事録作成のため録音をします。議事録は要約記録とし、公開します。次に、オンラインで参加の委員は、質疑応答の際に発言する場合は、議長への呼びかけを行い議長から指名を受けた後、発言をしてください。さらに会場出席の委員は、発言の際に係員がマイクを席にお持ちしますので、マイクを使用して発言をお願いします。

つづきまして、本日の審議会が委員の改選後はじめての審議会となることから、委員による会長・副会長の選出結果を報告します。集計の結果、本審議会の会長を引続き岡本委員にお願いすることとなりました。また、副会長についても引続き藤枝委員にお願いすることとなりましたことを報告します。

ここで、委員改選により新たに参加いただく委員の方もいますので、委員の皆様方を紹介します。それでははじめに、会長の岡本委員に挨拶をいただき、その後、お手元の審議会委員名簿の順で委員の皆様を紹介させていただきますので、名前を読み上げましたら一言ご挨拶いただければと思います。それでは岡本会長、よろしくお願いします。

(順次紹介)

以上の方々です。引き続き幹事及び事務局から挨拶します。奥西部長から順番に一言挨拶をお願いします。

(事務局職員順次紹介)

以上となります。改めまして委員の皆様よろしくお願いします。

それでは、鈴鹿市景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、岡本会長に議長をお願いします。岡本会長、議事進行をよろしくお願いします。

議長（会長）

それでは、規定により私が議長を務めますので、よろしくお願いします。本日は、審議会委員数10名中9名の委員が出席し、過半数に達しているので、鈴鹿市景観審議会規則第3条第2項の規定により審議会は成立していることを報告します。また、本日の傍聴人はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名すると、本日の議事録署名人は藤枝委員と森委員になります。委員の皆様よろしいですか。藤枝委員と森委員よろしくお願いします。それでは、手元の事項書に基づき進めます。本日の議題はすべて報告事項ですので、3件の報告事項の説明を一括して説明を受けます。報告事項第1号「鈴鹿市景観計画改定後の状況について」、報告事項第2号「景観重要樹木の現状変更後の状況について」、報告事項第3号「新たな景観創出のための取組みについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局

では、事務局から報告事項第1号鈴鹿市景観計画改定後の状況について説明します。

前回までの景観審議会では、鈴鹿市景観計画の改定について審議を行ってきました。その鈴鹿市景観計画を令和6年4月に改定・公表し、6ヶ月間の周知期間を経て、令和6年10月1日から運用を開始しました。おもな変更点は、景観法に基づく届出対象行為として「木竹の伐採」と、「アクセント色を用いる色彩の変更」の追加、そして、届出前の事前相談の段階で行う景観協議において、太陽光発電施設設置に関する事項を追加しました。

まず、「木竹の伐採」の追加についてです。自然景観を守るため「木を切る」という行為を景観法の届出対象行為とし、景観誘導を掛けられるようになりました。

令和6年10月の運用開始から1月10日までの実績ですが、木竹の伐採としての届出は2件ありました。いずれも太陽光発電施設設置に伴う森林伐採です。景観協議事項で、樹木の伐採面積は最低限にとどめる旨がありますが、いずれも景観協議の結果、その伐採面積を最小限に留めるものになりました。

届出があった事例を紹介します。樹木の伐採を伴う太陽光発電施設設置の計画があり、行為の事前相談及び景観法の届出がありました。敷地全体が森林に覆われていますが、太陽光発電事業において日照などの支障がない範囲については、森林を残す計画となりました。別の案件では、伐採するのが竹林であるため植え替えができず、やむを得ずすべて伐採してしまいましたが、事業施設設置後に新たな樹木や芝などの植物を植えるといった代替措置をとる計画になり、いずれも、伐採面積を最小限にしようとする方向で事業計画を立てていただいたように感じます。

景観法の届出対象としてもう一点、「アクセント色を用いる色彩の変更」を届出対象としました。届出を必要とする規模の建築物等において、色彩の変更を行う場合に、アクセント色を用いるものについては、変更割合に関係なくすべて届出対象とすることで、アクセント色を用いた色の塗替えに対して景観誘導を掛けられるようになりました。

運用実績について、令和7年1月現在のところ、アクセント色を用いる色彩変更の届出はありません。

つづいて、景観協議の追加についてです。景観法の届出の事前相談の段階で行う景観協議において、太陽光発電施設設置に関する協議事項を追加しました。景観計画の改定と同時に策定しました、「太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン」で景観協議の基準を示しており、事前相談者にはこのガイドラインを確認しながら事業計画を立てるよう伝えています。

建築物等に対しては、「パネル最上部が建築物の最上部を越えないようにし、必要に応じてルーバー等で目立たないよう配慮する」、「パネルは黒色又は濃紺色とし光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する」ということを協議します。

土地の開墾等に対しては、「太陽光発電施設の高さは2 m以下、設置角度は30° 以内」、「パネルは黒色又は濃紺色とし光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する」、「太陽光発電施設は、敷地境界からできるだけ後退した位置に設置する」、「山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする」、「圧迫感を軽減させるためパネルを分散させる」、「植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくする。フェンスの色彩は周辺景観になじむものとする」ということを協議します。

運用開始後の景観協議の状況です。令和6年10月から令和7年1月までで、太陽光発電施設設置にかかる協議を行った事例は合計3件あります。そのうち建築物に設置するものが1件、木竹の伐採に伴うものが2件でした。

景観協議を行った事例ですが、パネルの高さは2 m以下、角度は30° 以下、事業地を囲むフェンスは、自然と調和する茶色系のフェンスを設置するという内容で、景観協議を終了することができました。別の事例についても、おおむねガイドラインに沿った内容となり、届出と協議が必要となることでより慎重に計画をしていただいている、という印象を受けます。

日頃から、太陽光発電施設設置の際の手続きについての問い合わせは、依然として多い状況です。届出対象規模に及ばないものであっても、「太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン」に沿って設計・設置していただくよう、声掛けを行っていきます。今後も、景観行政団体として届出事務を行う中で、景観に対する太陽光発電施設のより良いあり方を検討していこうと考えています。以上で報告事項第1号の説明を終わります。

つづいて、報告事項第2号景観重要樹木の現状変更後の状況について説明します。

前回までの景観審議会でお伝えしてきました、景観重要樹木に指定されている大くす（通称：長太の大楠）の状況についてです。

令和2年9月に落雷にあったことにより、樹木の一部が枯死してしまったため、枝が落下する可能性のある危険な状態となりました。このため、大くすの維持・保全の業務を所管する鈴鹿市文化財課と樹木匠が対応について協議を行い、落下の可能性がある枝を景観重要樹木の現状変更の手続きを経て、令和5年3月に枝の一部を切除しました。令和5年3月の切除前・切除後の写真で

す。西側の枝の一部を切除しました。これが落雷以降一度目の枝の切除でした。

その後、再び北側の民地にかかる箇所枝の切除の必要が生じたことにより、令和6年1月18日に落雷以降二度目となる現状変更許可申請書が提出され、前回の第18回景観審議会に、「令和6年1月30日付け諮問第2号景観重要樹木の現状変更」として諮問しました。諮問したことに対しては、令和6年2月14日付け答申にて、原案通りとすることを認められ、同日付で許可を行いました。令和6年3月22日に枝の切除が完了しましたので、文化財課から完了報告書が提出されました。

(枯れ枝の切除前・後の写真および令和7年1月10日に撮影した写真について、議案書p.9～11を参照のこと。)

文化財課によると、樹木匠からは大楠の枯れ枝の切除後徐々に回復傾向にはありますが、落雷前の姿に戻るにはかなりの時間を要するとのことでした。また、周辺住民等の安全を担保するために、今後も危険な枯れ枝の切除が継続して必要になるとのことです。

前回の令和6年2月第18回景観審議会にて認めていただきましたとおり、景観法施行令に「危険な樹木の伐採」については、現状変更許可を要しないとする規定があることから、今後は落下の危険がある枝の切除については、担当部署の文化財課の判断で、許可不要で枝の伐採を行います。その際は文化財課から報告を受けるようになっていきますので、その後に開催される景観審議会の場で、状況を報告するようにいたします。危険な枝以外の伐採を行う現状変更については、景観審議会の意見を聴き許可を行います。ただし、景観重要樹木の指定の方針として、「樹姿・樹形が優れ地域の良好な景観に寄与していくこと」が指定しつづける条件となるので、必要以上に枝を切らないよう配慮していかなければなりません。以上で報告事項第2号の説明を終わります。

つづいて、報告事項第3号新たな景観創出のための取組みについて説明します。

前回の景観審議会後に実施しました写真展の報告になります。Instagramを使用して「#自分だけの1コマ」を付けた、市内の景観写真を募集する取り組みを行いました。その中から景観審議会専門部会委員と事務局で選出した市内の良好な景観写真100点を展示する『「#自分だけの1コマ」写真展』を、令和6年3月に鈴鹿市役所1階市民ギャラリーにて行いました。市役所へ手続き等のために来られた方、都市計画課Instagramを見ていただいている方、写真募集に応募された方など、多くの方にお越しいただきました。

今年度についても、新たな景観を創出するための写真を募集するなど、新たな取り組みを検討していましたが、総合政策課が「鈴鹿市公式 Instagram」のスタートに伴って、シティプロモーション用ポスターの写真募集の取り組みを行うことから、今回は新たな景観について鈴鹿市公式 Instagram から情報を得ることで調整しました。

鈴鹿市公式 Instagram では、市内の景観の写真も多数投稿されており、最近では自治会やまちづくり協議会などが主体となって季節の花を植えたり、モニュメントの設置、公園にイルミネーションを施した景観などの写真が見られました。市の取り組みや、人々、風景などがたくさんアップされています。みなさまもよろしければご覧いただき、ぜひフォローをお願いします。

私どもの都市計画課 Instagram です。引き続き景観の発信や、情報収集のツールとして活用していきたいと考えています。

今後の方針については、先ほど紹介した Instagram を利用するなどして、市民が大切にしている景観とはどのようなものか、市民の意見や時代の流れを汲みながら、新たな景観創出のための取り組みを引き続き行っていきたいと考えています。

以上で、報告事項第 3 号の説明および事務局からの説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

富本委員

太陽光発電施設の手続きの問い合わせが依然として多いということだが、問い合わせの内容はどのようなものが多いか。

事務局

太陽光発電施設を設置するための法的な手続きの問い合わせで、守らなければならない基準はあるかという問い合わせを受ける。昨年策定したガイドラインを見ていただきながら、私どもの考える景観にふさわしい形で設置していただくよう案内をしている。

富本委員

企業からの問い合わせが多いということか。

事務局

そうです。

今井委員

アクセント色を用いる色彩の変更の追加という説明を受けたが、イラストの壁面の10%の表現が分かりづらいので説明いただきたい。

事務局

このイラストは建物の壁面を表している。景観協議の中で、遵守事項としてどうしても守っていききたい点が色の指定、特に華美な色を使用されないようにコントロールしていききたい。ただ、企業ではコーポレートカラーとして発色の良い色を指定する企業もあるため、壁面の見附面積10%以内であれば、私どもが定める以上の明るさの色を使っても良いというルールを定めていた。このルールについては建築当初10%以内と定めているが、色の塗替えの場合は、壁面の1/2を超えて塗り替える場合に届出をしなければならないと定めていたため、今までに行われたことはないが、悪意を持って建築当初10%のアクセント色を使用している状態で、色の塗替えの届出が不要な1/2をアクセント色として色を塗ってしまうと、私どもに届出がないまま壁面の60%までアクセント色を塗られてしまう恐れがあった。そのルールを改定しコントロールしていききたいという中で、審議会で議論した結果、アクセント色については塗り替え面積1/2以下でも届出が必要とするルールに変更し、今後こういう事案を発生しないようにすることができた。今回の報告事項の中の資料として、一部抜粋としたため分かりづらい図であったが、イラストは壁面の10%をアクセント色で塗っているということを表している。

今井委員

10%というのが中途半端にならないかと感じる。

事務局

ある企業では、建物の端の部分を縁取りのように明るい色で塗るのがコーポレートカラーになっており、その部分で彩度の基準を超えてしまうが、やはりコーポレートカラーということもあり許可していききたいということを当初定める際に議論し、10%という数字で落ち着いた。

小林委員

アクセント色と太陽光発電施設については、これから新しく建てられるものには全部適用されるが、今後、既存のものに対しての適用の拡大をすることは、景観を守る上で検討が必要かと考えるが、市はどのような考えか。

事務局

アクセント色については、新築、改築等も増えているので、色の塗替え時に10%以内に収まるようにコントロールしていきたいと考える。

太陽光発電施設については、カーボンニュートラルの時代であり、自然エネルギーの普及が進んでいます。市民からは家の近くに発電施設がある場合に、パネルの反射光や、見え方で意見いただくこともある。その折り合いをつけながら環境にも配慮しつつ、景観にも配慮しつつ、第一歩としてガイドラインを出した。これで完全とは考えていない。運用する中で市民の方々、もしくは事業者からの意見を聞きながら、新たに定めていかなければならないものがあれば、審議会等に図り議論し改定していくので、今回ガイドラインを定めてお終いではないと考えている。

大井委員

景観重要樹木に関して、これからも多少枯れた部分が出てきて手を加えていく可能性があるということだが、どのように観察をしていくのか。落雷から2年間そのままだったので、定期的にチェックしていくことが大切かと考えるがどうか。

事務局

管轄している文化財課と、大くすの保存団体がおり、樹木医を入れて定期的に保存活動をされている。その中で枯れ枝が落ちそうになってきたため、声がかかったのは2年ほど前、それから1年ほどして北側の切除が増え、また議論をいただいた流れである。一生懸命残そうと活動されてみえる方々が担当部署と樹木医とともに行っている。今回1月に写真を撮りに行くと、枝の地肌から新芽のようなものが見えてきており、樹木医のコメントどおり緩やかではあるが回復傾向が見受けられる。ただし、当初の枝振りから考えるとかなり弱い部分があり、景観重要樹木の指定方針内にあるように、枝ぶりが良いものとして登録しているため、今後どう回復してどのような樹になっていくかというのは、私どもとしても注視し見守っていきたいと考えている。

議長（会長）

通常は回復するものか。

事務局

鈴鹿のシンボルでもあり、近鉄に乗ると立派な枝ぶりが見えたため、回復していただきたいと願っている。

議長（会長）

太陽光発電施設の協議を行ったのが3件とあったが、その協議の中で今回の基準に対して、本当はこういうのが良かったが、できないのか等の意見が出たか。

事務局

相手側の方から、ガイドラインにより足かせとなったという意見があったかということについて、トラブルになるほどの意見はない。私どもが定めた高さや角度について、前回の審議会に諮る際に現地調査をかなり行い、一般的な高さや角度を指定しているため、それが過度であるという意見は今のところない。樹木の伐採については、私どもとしては残す方向で求める。相手側は事業地の樹木を全部切りたいと考えるので協議をするが、太陽光パネルに影がかかると言われると無理に残すことはさすがに難しく、お願いの範疇というところである。今回報告させていただいたが、協力いただき敷地内の全部の樹木を切るのではなく、一部残していただいたこともあり、現在のガイドラインで落とし所のある協議がお互いにできている状況と考えている。

富本委員

市民から景観が悪くなるのではという意見が今後もあると思うが、それに対する対策として、どのような説明をされるか。

事務局

2、3年前と比べると市民からの問い合わせや意見は減っている。太陽光発電施設自体が市中に設置されたためかトラブルが減ってきた。また、事業者が住宅地の近く等を避けるようになり、トラブルが少ないように見受けられる。土地利用が少ない地域で太陽光発電を行う傾向が増えたこともあり減少傾向にある。

議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、これで終わりたいと思います。以上で、本日の事項は終了したので、進行を事務局へ返します。

事務局（課長）

岡本会長ありがとうございました。これを持ちまして本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり、第 19 回鈴鹿市景観審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人 2 名が署名する

署名人 森 日出子【原本は自署】

署名人 藤枝 律子【原本は自署】